

1. 子供の育ちのためのスポーツ・文化芸術活動について

啓誠会 田中 正剛
 一般質問 参考資料
 令和6年9月5日(木)

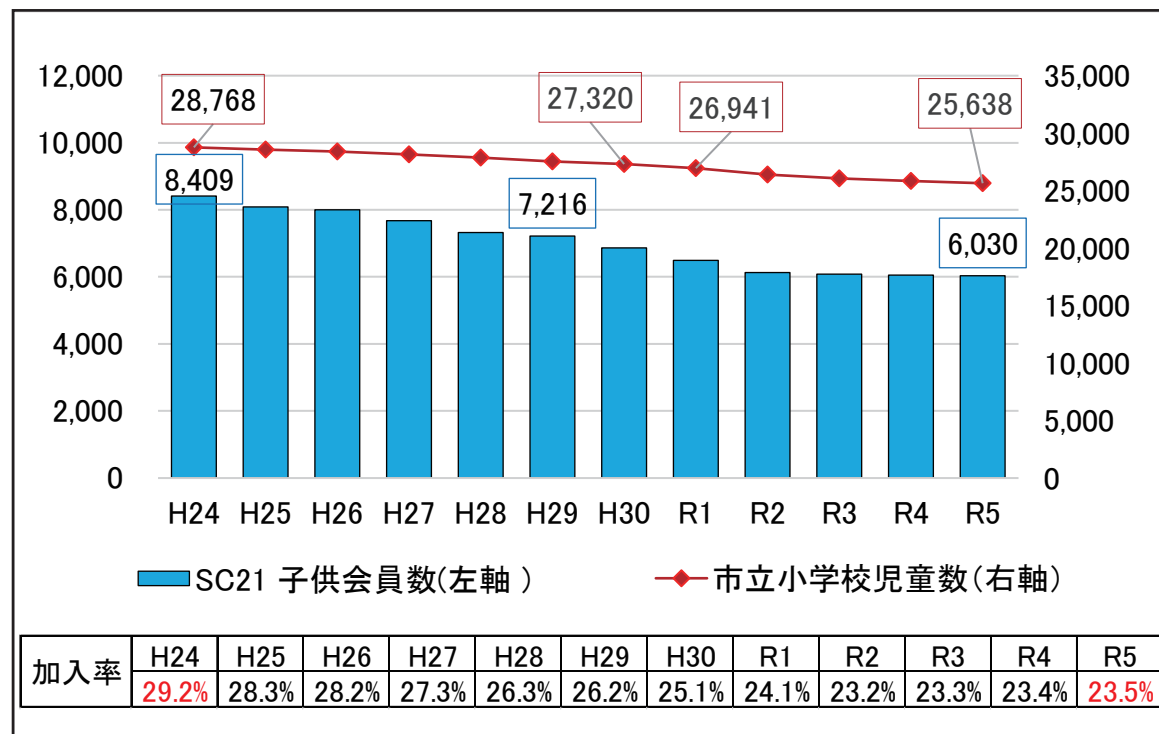
■表1：市立体育施設の稼働率（平日・土日祝別）

施設名	令和元年度		令和5年度		
	平日	土日祝	平日	土日祝	
中央体育館	体育室	88.4	88.4	82.0	84.6
	格技場	74.6	76.0	75.0	75.6
	柔道場	47.0	85.4	43.3	84.6
	剣道場	61.1	69.6	53.2	65.1
	競技場	45.7	52.0	41.5	55.8
	多目的	52.3	52.5	44.1	60.3
	テニスコート	74.2	93.1	68.9	88.8
中央体育館分館	体育室	93.1	95.6	91.0	91.8
	運動場	24.1	21.1	25.2	10.1
	野球場	100.0	68.1	0.0	96.3
浜甲子園体育館	体育室	62.7	64.7	64.0	70.0
	多目的	11.1	59.1	9.5	64.7
	野球場	13.6	71.5	16.1	75.4
	テニスコート	19.9	64.5	21.6	62.9
流通東体育館	体育室	62.9	63.9	57.6	69.7
	野球場	2.7	40.2	1.3	42.8
	多目的	8.2	44.7	3.4	54.5
	テニスコート	15.7	49.4	34.5	44.3
今津体育館	体育室	90.0	89.9	86.5	89.5
	軽スポーツ室	82.4	71.7	82.1	61.3
	小体育室	72.5	66.4	74.3	68.9
鳴尾体育館	体育室	80.1	82.4	69.8	80.8
	軽スポーツ室	87.4	71.3	89.6	79.9
甲武体育館	体育室	94.7	91.7	84.3	92.5
	軽スポーツ室	90.6	87.2	85.3	86.0
北夙川体育館	体育室	90.2	93.2	87.8	91.4
	軽スポーツ室	91.5	82.0	87.2	69.8
	テニスコート	61.9	94.3	69.6	94.8

単位 (%)

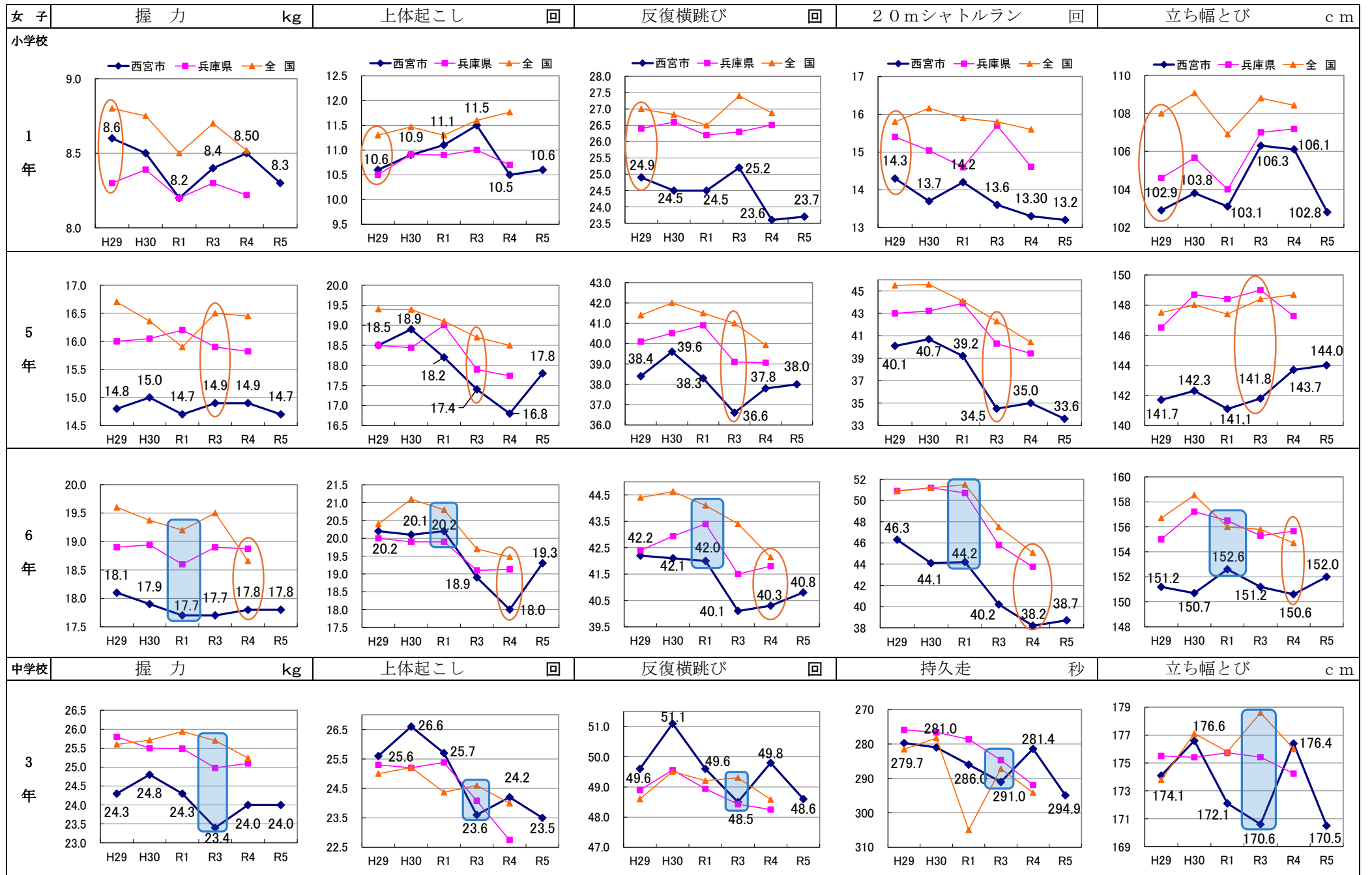
施設名	令和元年度		令和5年度		
	平日	土日祝	平日	土日祝	
塩瀬体育館	体育室	66.9	64.6	61.1	64.4
	軽スポーツ室	81.1	51.4	77.4	60.2
	野球場(高座山)	10.0	42.5	5.7	47.0
	テニスコート	8.4	37.5	6.3	45.3
松原体育館	体育室	—	—	69.5	90.8
	軽スポーツ室	—	—	64.7	74.3
能登	運動場	50.2	79.1	54.5	80.2
甲子園浜	野球場	43.0	79.0	36.8	74.2
鳴尾浜臨海	野球場	45.1	84.7	43.2	81.5
	テニスコート	23.2	71.3	27.3	72.3
津門	野球場	58.2	91.3	58.3	87.4
西宮浜	人工芝G	52.4	88.0	—	—

■図1：市立小学校児童数及びスポーツクラブ21子供会員数の推移



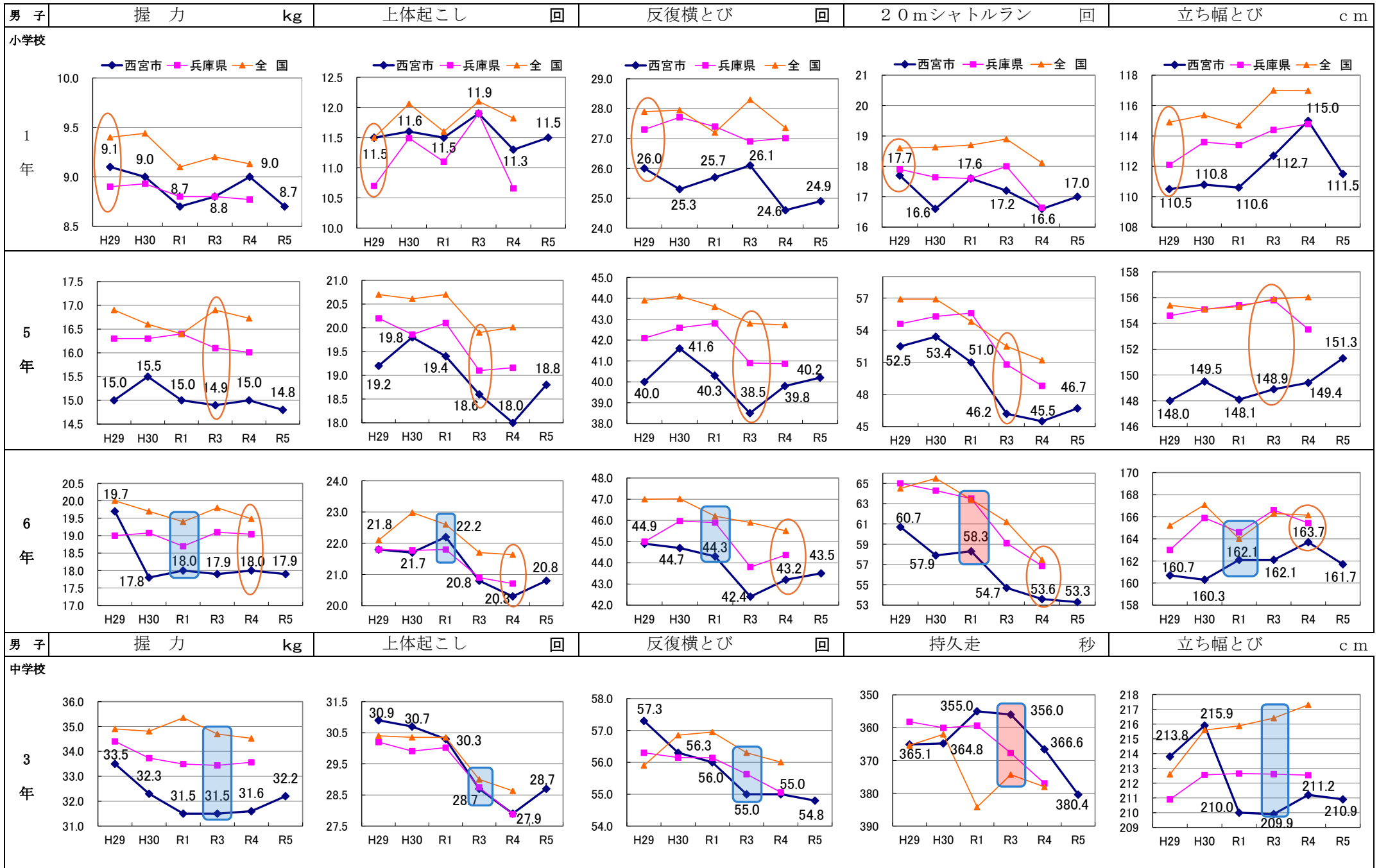
加入率	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	29.2%	28.3%	28.2%	27.3%	26.3%	26.2%	25.1%	24.1%	23.2%	23.3%	23.4%	23.5%

■図2：西宮市・兵庫県・全国の新体力テストの推移(女子)



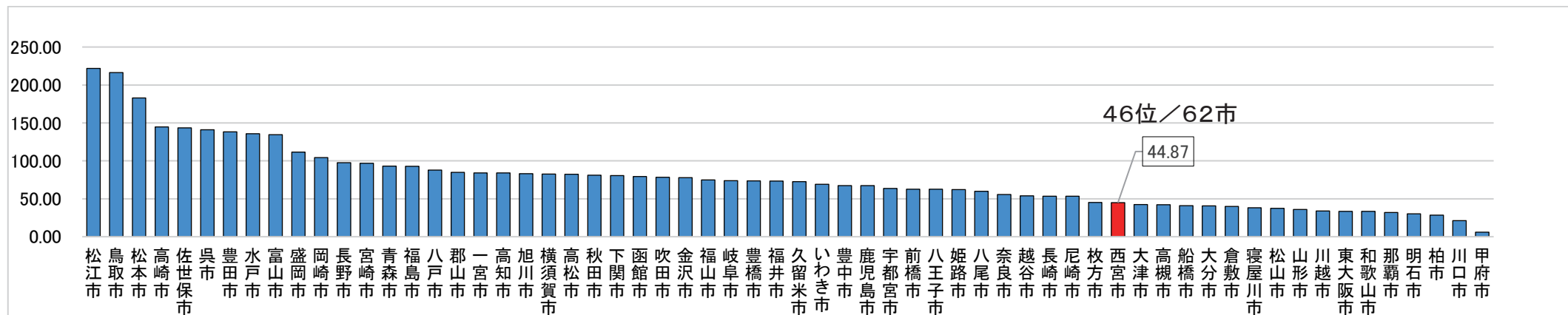
※紙面の都合上、体力テスト8項目のうち5項目の結果を掲載

■図3:西宮市・兵庫県・全国の新体力テストの推移（男子）

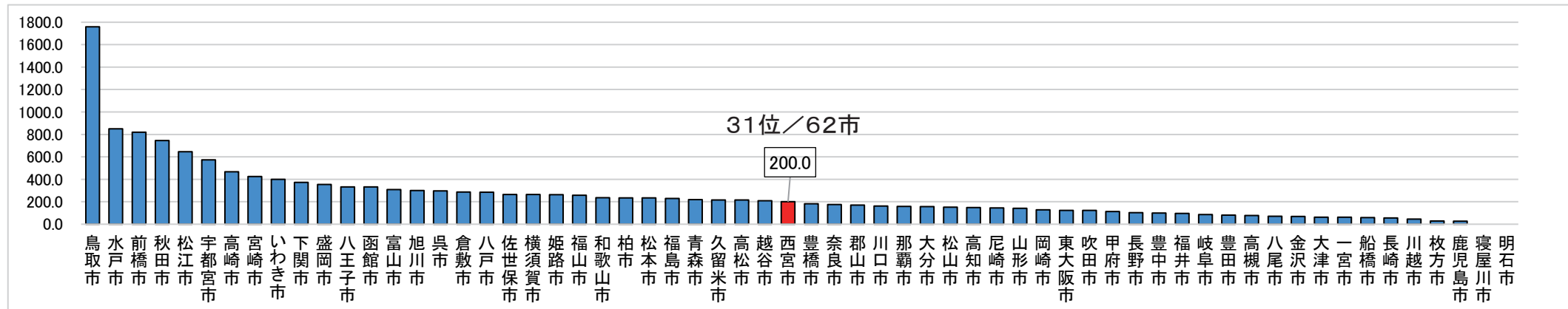


※紙面の都合上、体力テスト8項目のうち5項目の結果を掲載

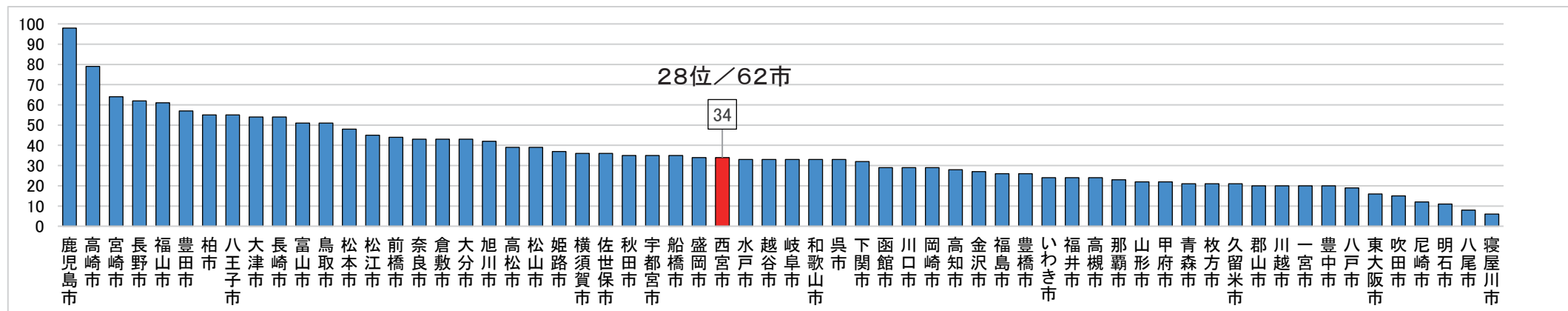
■図4：体育館延べ床面積（㎡／人口1000人）中核市比較



■図5：野球場延べ床面積（㎡／人口1000人）中核市比較



■図6：テニスコート（面）中核市比較



※中核市比較は、いずれも令和4年度中核市都市要覧を使用

2. 宮水保全条例の運用について

西宮市宮水保全条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、西宮の伝統産業である清酒造りに欠かすことのできない、浅層地下水である宮水に影響を及ぼすおそれのある開発事業について、その着手前における必要な手続を定めることにより、西宮の天然資源である宮水を将来にわたり保全することを目的とする。

（市の責務）

第3条 市は、宮水の保全のために広報活動その他必要な措置を講じるものとする。

（届出及び協議等）

第5条 事業主は、保全対象区域内で開発事業を行うときは、当該開発事業に係る開発許可申請等に先立って、規則で定めるところにより市長に届出を行い、市長が指定する者と協議をしなければならない。

2 事業主は、前項に規定する協議を行ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（違反者に対する勧告）

第6条 市長は、前条第1項に規定する届出若しくは協議又は同条第2項の規定による報告を行わない事業主に対し、必要な措置をとるよう勧告するものとする。

（平成 30 年4月1日より運用）

■対象となる開発事業（条例第2条1項および施行規則第3条）

- (1) 敷地面積が500㎡以上の建築物の建築
- (2) 住居の換算戸数が10以上の集合建築物の建築
- (3) 土地の区域の面積が500㎡以上の宅地造成

ただし以下の場合を除く。

- ・専用住宅又は兼用住宅の建築（住居戸数が1のものに限る）
- ・増築する床面積の合計が1,000㎡未満の増築又は改築する床面の合計が1000㎡未満の改築
- ・そのほか、これらの建築に類する建築で、市長が特に認めるもの

■保全対象区域（赤）と調査対象区域（青）

